

井原市議会2月定例会が2月28日から3月22日まで開かれました。日本共産党の森本ふみお議員は、3月4日に6項目の質問をし、瀧本市長等の考えを質しました。その内、次の2件の質問と答弁の概要を紹介いたします。

年4回開かれる定例会での森本議員の質問は、この度で連続88回目になります。

指定管理者との協定書の内容改善を

総務省は、井原市（地方公共団体）が、建物や公園など公の施設の管理を代行する指定管理者制度を運用し、指定する者（民間事業者を含む）と交わした協定書の中に、リスク分担、損害賠償責任保険などに加入するよう指摘している。

21の指定管理者との協定書に、総務省が示す内容が入っていないければ、それらを盛り込むように、内容を改善すべきでは。

21の指定管理者が施設賠償保険に加入しているものが7施設。協定書の中には記載がないものの、指定管理者が施設賠償保険に加入しているものが6施設。残り8施設については、今後、賠償保険等の加入とあわせて協定書の未整備の施設についても、新年度早い時期に所要の整備を進めていきたい。

市役所本庁、芳井・美星の2支所、その他、多数の人が出入りする公共施設での敷地内禁煙を実施してはどうか

他人が吸ったタバコの煙を吸わされる「受動喫煙」の被害から市民を守るという観点から、市役所本庁、芳井・美星の2支所、その他、現在、敷地内禁煙を実施している市民病院や学校などを除いて、多数の人が出入りする公共施設での敷地内禁煙を実施してはどうか。

直ちにすべての施設での敷地内全面禁煙は難しい面がありますが、「受動喫煙」防止に向けた積極的な取り組みは重要と考えております。当面、本庁舎5階の喫煙室に扉をつける。他の施設も利用目的や実態に応じ、可能な限り更なる分煙、屋内禁煙、敷地内禁煙に努め「受動喫煙」の防止対策を講じていきます。

井原市政に対するご意見・ご要望をお寄せください

井原市議会平成23年6月定例会の開会予定日は6月13日(月)です。皆様の井原市政に対するご意見・ご要望をお近くの党員か下記の電話・FAXにお気軽にお寄せください。皆様のご意見・ご要望が1つでも多く実現するよう、引き続き奮闘したいと考えています。

日本共産党後援会事務所

TEL 62-6200

FAX 62-6209

森本ふみお宅

TEL 62-6061

FAX 62-6081

周りの人に「日本共産党森本ふみお後援会」への入会をお勧めください。

昨年の井原市議会9月と12月定例会で、森本ふみお議員が、「井原市でも住宅リフォーム助成事業を実施してはどうですか」と提案しました。

その結果、新年度予算に2,000万円の予算がつきました。市内業者に発注する工事費50万円以上の工事が対象で、工事費の10%を助成。但し上限20万円となっています。申請書受付は5月10日から都市建設課建築住宅係で行い。助成決定は申請書の提出順になります。

助成対象工事は次のとおりです。申請方法などの詳細は、4月15日付の「広報いばら」に掲載されますのでそれを参考にして申請してください。

井原市住宅リフォーム助成対象工事一覧表

工事の内容	対象	備考	
個人住宅の居住部分の改修、一部増築	○		
併用住宅のうち、居住部分の改修、一部増築	○		
屋根、外壁、柱、基礎、軒天の改修、塗装、コーキング	○		
床、内壁、天井材の張替	○		
間取り等の変更に伴う床・内壁・柱・天井等の改修	○		
浴室、ユニットバス、トイレ、洗面所の改修	○		
雨樋の取替	○		
ドア、ふすま、障子等、建具の取替	○		
ガラス、網戸の交換工事	○		
サッシの設置、取替工事	○		
ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置工事	○		
火災報知機の設置	○		
換気扇、寒気空調機ロスナイの設置	○		
エレベーターの設置	○		
スイッチ、コンセント、配線等の電気工事	○		
床暖房設備工事	○		
給排水衛生設備工事	○		本体工事に付随するものに限る
システムキッチンの設置	○		IHクッキングヒーター、オープン、食器洗浄機についてはキッチン組み込みのものに限る
カウンター、棚の設置	○		住宅本体に固定するものに限る
床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置	△		但し、他からの助成等を受けたものは対象外
合併浄化槽の設置	△		但し、他からの助成等を受けたものは対象外
ソーラーシステムの設置	△		但し、他からの助成等を受けたものは対象外
太陽光発電装置の設置	△	但し、他からの助成等を受けたものは対象外	
併用住宅のうち、店舗、事務所部分の改修、増築	×	居住用に改修する場合は可	
電気製品（エアコン、テレビ、照明器具等）の購入	×		
住宅と別棟の車庫、物置の設置	×		
渡り廊下で住宅とつながる棟の増築	×		
門、塀ほかの外構工事	×		
ウッドデッキ、パーゴラの設置	×		
広告、看板の設置	×		
リフォーム工事に伴う廃材の処理費	×		
この表に掲示のない工事	△		

※原則、申請者が居住する住宅本体部分に係る工事に限る。

※新築工事及び改築工事は除く。

※電気製品（エアコン、テレビ、照明器具等）及び家具製品の購入は除く

※門、塀、外構工事等住宅本体以外の工事は除く。（ただし、水道の配管や電気の配線等住宅本体工事に付随する工事は含む）

この「後援会ニュース」は森本ふみお議員の
ブログ (<http://jcp-seibu.sakura.ne.jp/morimoto/>) でも見れます。

ご意見・ご要望および情報をお気軽にお聞かせください。